



## 第34回：州の人事・労務 第3回 Illinois Employment Tax (イリノイ州雇用税)

今回は州の人事・労務シリーズ第3回として、イリノイ州の雇用税についてご紹介します。

### Illinois Employment Tax の種類

#### 1. PIT/Personal Income Tax (個人所得税)

連邦個人所得税と同様、従業員が負担する州個人所得税です。イリノイ州においては、個人所得税は超過累進課税ではなく一律4.95%が給与から源泉徴収されます。2021年度は、年間所得が2,375ドル以下の場合個人所得税が免除となります。また、65歳以上または法的に盲目であると認められている場合は、一人あたり1,000ドルの控除が受けられます。従業員は、イリノイ州独自の源泉徴収票“Form IL-W-4”にて、これらの控除の対象となる情報や、扶養家族の情報を雇用主に申告します。

#### 2. SUI/State Unemployment Insurance (州失業保険)

失業時の一時的な保障のために使われる税金で、連邦失業保険税と同様、雇用主が全額負担します。雇用主は、各従業員に支払われる暦年の賃金のうち2021年度は12,960ドルまでに対し、雇用主ごとに決定される0.675%～6.875%の割合を支払います。

### Illinois Employment Tax の申告

#### 1. PIT/Personal Income Tax (個人所得税)

PITの申告は、イリノイ州歳入局 (Illinois Department of Revenue) の指定するフォームIL-941を四半期毎に提出することで行います。IL-941は、四半期のPITの総額、源泉徴収総額、各従業員に支払った雇用税の対象となる賃金及び源泉徴収したPITを調整、申告するためのフォームです。このフォームは四半期内に賃金がいっさい支払われなかった場合も提出しなければならず、提出期限は四半期末の翌月末です。IL-941の提出は、イリノイ州歳入局が提供するオンラインシステムMy Tax Illinoisで電子的に申告を行うことが義務付けられていますが、電子的に申告を行うことが困難である場合は電子申告義務の免除をリクエストします。これが承認された場合に限り、紙のフォームを使って申告を行うことができます。

#### 2. SUI/State Unemployment Insurance (州失業保険)

SUIの申告は、イリノイ州雇用保障局 (IDES/Illinois Department of Employment Security) の指定するフォームUI-3/40を四半期毎に提出することで行います。UI-3/40は、四半期に各従業員に支払った雇用税の対象となる賃金を申告し、SUIの支払い額の調整を行うためのフォームです。提出期限は四半期末の翌月末です。前暦年の従業員の数が25名以上であった雇用主は、上述のMy Tax Illinois上で電子的に申告を行うことが義務付けられていますが、前暦年の従業員の数が25名未満であった雇用主は、紙のUI-3/40を使用することもできます。

さらに前暦年の従業員の数が 25 名以上であった雇用主は、月次給与レポートを毎月提出する必要があり、My Tax Illinois 上で電子的に提出することが義務付けられています。3、6、9 及び 12 月の月次給与レポートは提出する必要はなく、1、2、4、5、7、8、10 及び 11 月の 8 つの月次給与レポートを提出することになります。月次給与レポートの提出期限は、翌月末です。

## **Illinois Employment Tax の支払い**

### 1. PIT/Personal Income Tax (個人所得税)

PIT の支払い頻度は、前暦年の 6 月 30 日に終わる 12 か月間に源泉徴収した PIT の総額に基づいて決まります。この期間のことを、“ルックバック期間”と呼びます。2021 年の支払い頻度を定めるためのルックバック期間は、2019 年 7 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日になります。

#### <支払い頻度>

##### ・半週ごとの支払い

ルックバック期間中の PIT の総額が 12,000 ドル超であった雇用主は、半週ごとの支払いとなります。また、月ごとの支払いを行っていた雇用主が、一四半期中に 12,000 ドルを超える PIT を源泉徴収した場合、翌四半期から半週ごとの支払いを開始する必要があります。翌年末まで半週ごとの支払いを継続する必要があります。半週ごとに税金を支払う雇用主は、税金が発生した日、つまり給与日を含む半週間が終了した 3 営業日後までに支払いを行います。水曜日、木曜日、金曜日 に支払った給与に対する税金は、次の水曜日までに支払う必要があり、土曜日、日曜日、月曜日、火曜日 に支払った給与に対する税金は、次の金曜日までに支払う必要があります。半週終了後の 3 営業日のいずれかが法定休日である場合は、支払期日が延長され、必ず 3 営業日が確保されます。たとえば、金曜日 に支払った給与に対する税金は、通常次の水曜日 が支払期日になりますが、月曜日が法定休日であった場合、次の木曜日 が支払期日になります。PIT を半週ごとに支払う雇用主は、My Tax Illinois 上で電子的に支払いを行うことが義務付けられています。

##### ・月ごとの支払い

ルックバック期間中の PIT の総額が 12,000 ドル以下であった雇用主は、月ごとの支払いとなります。新規事業主の場合も、ルックバック期間中の税金が 0 のため、月ごとの支払いとなります。月ごとに税金を支払う雇用主は、従業員に給与を支払った月の翌月 15 日までに支払いを行います。翌月 15 日が週末または法定休日である場合は翌営業日が支払期日になります。PIT を月ごとに支払う雇用主も、My Tax Illinois 上で電子的に支払いを行うことが推奨されていますが、支払いクーポン “IL-501” と小切手を郵送することで支払いを行うことも認められています。

### 2. SUI/State Unemployment Insurance (州失業保険)

SUI は、前述のフォーム UI-3/40 の提出と一緒に四半期ごとに支払いを行います。My Tax Illinois 上で電子的に支払うか、小切手またはマネーオーダーで支払います。My Tax Illinois 上で電子的に申告を行う雇用主は、支払いも電子的に行います。紙のフォーム UI-3/40 を使用して申告を行う雇用主は、UI-3/40 と小切手またはマネーオーダーを郵送することで支払いを行うことも認められています。

By 上野 裕美

Fair Consulting USA Inc.

Los Angeles Office

www.faircongrp.com © 2021 Fair Consulting Group All rights reserved.

JAPAN - Tokyo, Osaka, Nagoya, Fukuoka / CHINA - Shanghai, Suzhou, Shenzhen, Beijing / HONG KONG - Hong Kong / VIETNAM - Hanoi, Ho Chi Minh / SINGAPORE - Singapore / INDIA - Gurgaon, Chennai, Bangalore / TAIWAN - Taipei / INDONESIA - Jakarta / THAILAND - Bangkok / MALAYSIA - Kuala Lumpur / PHILIPPINES - Manila / MEXICO - Leon, Silao / AUSTRALIA - Melbourne / GERMANY - Munich, Düsseldorf / USA - New York, Los Angeles / ISRAEL - Tel Aviv

## お問い合わせ

Fair Consulting USA Inc.

21250 Hawthorne Blvd, Suite 500, Unit #48, Torrance, CA 90503

Tel: +1-310-792-7059

◇涌井 正晴

Email: [ma.wakui@faircongrp.com](mailto:ma.wakui@faircongrp.com)

「FCG アメリカ ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。  
「FCG アメリカ ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG アメリカ ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。